

## 1 第9 空家等に関する対策の実施体制等について

- 2 ・「第3 空家等対策の基本的な方針と目標」において示した、「区役所を拠点とし  
3 た、地域や専門家団体等との多様な連携」を踏まえ、区役所と関係局での適切な  
4 役割分担のもとで、空家等対策に取り組むための実施体制を整えます（図17「実  
5 施体制関係図」参照）。

### 7 1. 空家等対策の実施体制

#### 8 (1) 本市の役割分担

- 9 ・より地域・住民に近い区役所を空家等対策の拠点とし、各区役所に相談窓口を  
10 設置して、特定空家等への対策をはじめ、空家等の適正管理や活用の促進につ  
11 いて、関係局と連携し、区長マネジメントの下で空家等対策を推進します。

#### 12 (2) 空家等対策検討会の役割

- 13 ・空家等対策は課題が多岐に渡っており、区と関係部局による緊密な連携が重要  
14 であるため、区長会議まちづくり・にぎわい部会の小委員会として6区長によ  
15 る空家等対策検討会と複数の区室・局からなる空家等対策検討会幹事会を組織  
16 し、本計画に基づく空家等対策の推進に向けて検討を進めます。
- 17 ・一部の各区が行っている事例について先進的な取組成果を全市に展開でき  
18 るよう、本検討会及び本幹事会において、そうした先進事例の把握・分析と他  
19 区への情報共有を図り、取組の展開を促進します。

#### 20 (3) 空家等対策協議会の役割

- 21 ・市長、副市長、地域住民、市議員、有識者、法律・建築・不動産・まちづく  
22 りの専門家団体・NPO等の代表者からなる大阪市空家等対策協議会において、  
23 空家法第6条に基づく本計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行い、  
24 空家等対策を総合的・計画的に推進します。

本市協議会委員が属する専門家団体・NPO等	取組内容
大阪弁護士会	相続や法律全般に関すること
大阪司法書士会	相続、権利関係、登記に関すること
大阪府行政書士会	相続調査や書類作成に関すること
一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会	不動産の取引・活用に関すること
一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会	不動産の管理や活用に関すること
公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部	不動産の取引・活用に関すること
大阪土地家屋調査士会	境界調査・確定、登記に関すること
公益社団法人大阪府建築士会	建物に関すること
一般社団法人大阪府建築士事務所協会	建物に関すること
NPO法人 住宅長期保証支援センター	住まいの維持管理に関すること

1 (4) 専門部会の役割

- 2 ・大阪市空家等対策協議会に専門部会を設置し、特定空家等としての判断が困難  
3 な場合や空家法第 14 条第 2 項に基づく勧告を行う場合には、全市的な判断の  
4 妥当性や統一性を当専門部会に諮ります。

5 (5) 専門家団体や NPO 等との連携

- 6 ・空家等の適正管理に係る普及啓発や相談対応、空家等の活用や流通の促進など  
7 空家等対策の推進にあたっては、専門家団体や NPO 等とも適切に連携して官民  
8 協働で取り組みます。

9 **変 41**

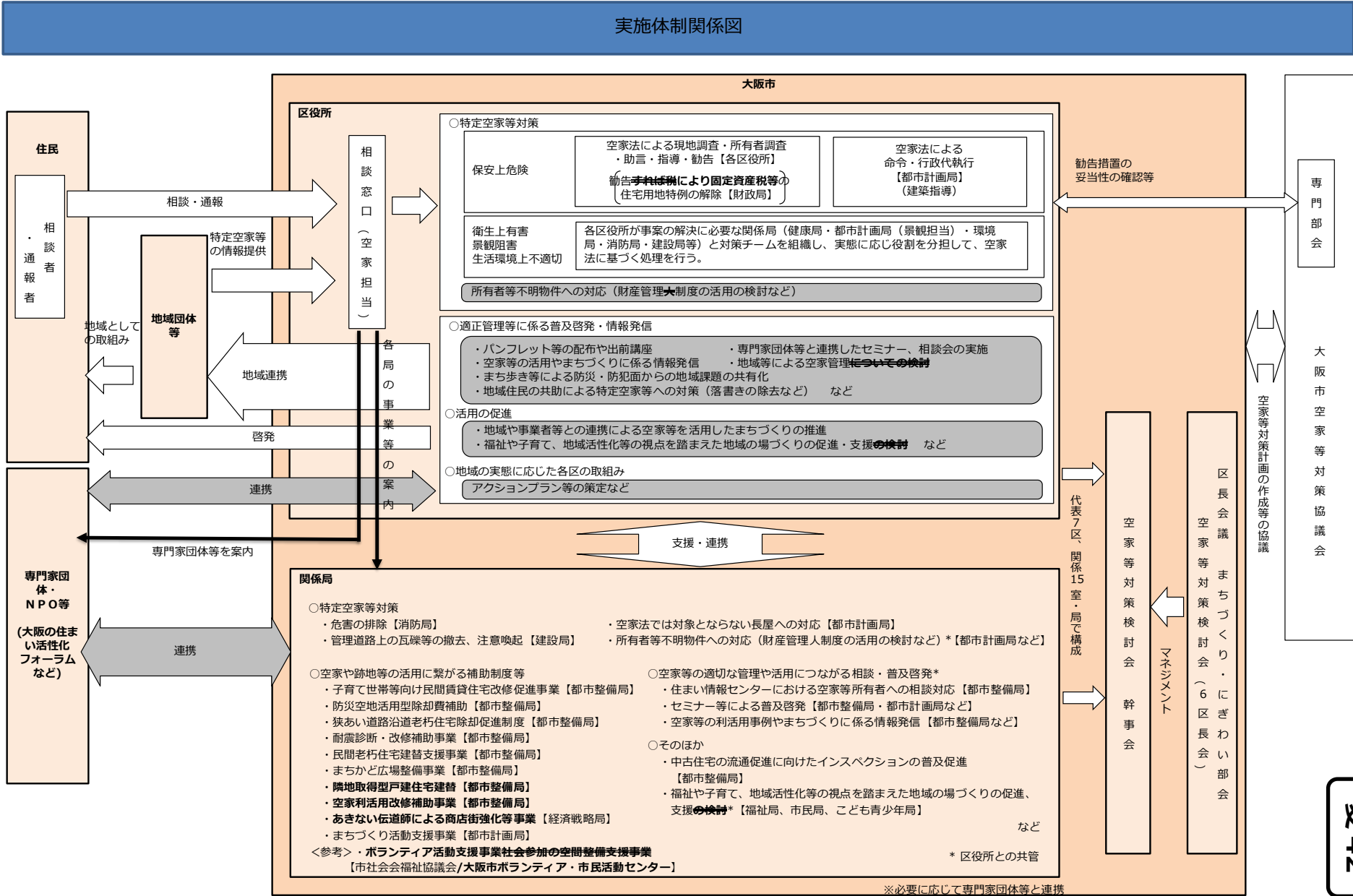
10 2. 空家等対策に係る広報の強化

- 11 ・空家等対策の重要性についての市民の認識を高めるため、また、特定空家等に  
12 対する市民の不安感を払拭する対策の促進を図るため、本市における空家等対  
13 策に係る市民向け広報を強化し引続き行ってまいります。
- 14 ・具体的には、空家等が大きな地域課題になりつつある現状、適正管理の重要性、  
15 利活用促進の意義、空家等を活用したまちづくりの重要性、特定空家に対する  
16 区役所を中心とした是正措置の状況、そして、大阪府が全市をあげて空家等対  
17 策に取り組んでいることなどを各区の広報紙、ホームページをはじめ、市が有  
18 する様々な広報ツールを活用し、幅広く市民に伝えてまいります。

19  
20 3. その他空家等対策の実施に関する事項

- 21 ・平成 28 年 4 月に区役所に相談窓口を設置し、特定空家等への対策をはじめとし  
22 た取組を開始しており、今後、空家等対策の推進にあたっては、必要に応じて  
23 区役所等の段階的な機能充実に努めます。
- 24 ・空家法の空家等の対象に関する法整備や隣地取得の際の不動産取得税の減免な  
25 ど、法制度や税制度等については、空家法施行後の現在の制度の状況等を踏ま  
26 えながら、必要に応じて制度改正の要望を国に行います。
- 27 ・各区の取組状況などの進捗管理については、「区長会議まちづくり・にぎわい部  
28 会」で行います。

図 17 実施体制関係図



1 おわりに

- 2 ・空家法に基づき設置した大阪市空家等対策協議会における協議を踏まえ、平成 28
- 3 年 11 月に**本第 1 期空家等対策**計画を策定しました。
- 4 ・その後、区役所が空家等対策の拠点となり、地域や専門家団体等と連携して、本
- 5 計画に基づく様々な空家等対策の取組を進めてきました。
- 6 ・**第 1 期**計画期間（平成 28 年度～32 年度）の中間年度である平成 30 年度に、本市
- 7 における空家等対策のさらなる推進に向け、計画に基づく取組の進捗状況とその
- 8 分析を踏まえ、計画の改訂を行いました。
- 9 ・~~本計画の第 1 期計画期間が終了したの最終年度である平成 32~~**令和 3 年度 4 月**に
- 10 **は、改めて行った取組状況の分析を行い**もとに、~~その後の改訂等に向けた検討を~~
- 11 ~~行います。~~**第 2 期空家等対策計画を策定**しました。
- 12 ・**今後、空家法の改正や本市情勢の変化に対応するため、必要に応じ、計画の見直**
- 13 **し等に向けた検討を行います。**